

三交協第 404 号
令和 4 年 11 月 16 日

三条市地域公共交通協議会委員 様

三条市地域公共交通協議会
会長 滝沢 亮

令和 4 年度 第 3 回三条市地域公共交通協議会書面協議の実施について

晩秋の候、委員の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本協議会の運営につきまして、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本来であれば、当協議会を開催し、対面で御意見を賜わるべきところですが、会議出席に伴う委員の移動等の負担軽減を図りつつ、効率的な会議運営を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症の新潟県内での感染状況が増加傾向にあることから、感染防止の観点から会議の開催を省略して書面による協議とさせていただきたいと思っておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、次の議題について御回答くださいますようお願いいたします。

記

1 送付資料（別添のとおり）

- (1) 第 3 回三条市地域公共交通協議会書面協議 議題
- (2) 報告事項：資料No. 1
- (3) 協議事項：資料No. 2～3
- (4) 第 3 回三条市地域公共交通協議会書面協議 回答票
- (5) 三条市地域公共交通協議会委員名簿（令和 4 年 6 月 23 日時点）

2 回答方法

別添の回答票に、異議なし・異議ありのいずれかに○をつけていただき、御意見がございましたら、必要事項を記入のうえ、令和 4 年 11 月 24 日（木）までに、事務局宛に E-mail、FAX または郵送にて御提出ください。（特段御意見等ない場合は、電話による回答でも結構です。）

3 報酬等の支払いについて

書面協議の場合であっても、委員報酬（5,000円）及び費用弁償（日当2,000円）をお支払いします。

なお、前回の書面協議時にお申し出いただいた内容をもとにお支払の手続きをさせていただきますが、報酬のお振込先等に関して前回から変更がある場合は、改めて御連絡くださいますようお願いいたします。

担当：三条市地域公共交通協議会事務局 篠田、坂上 （三条市市民部環境課生活安全・交通係） 〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号 TEL：0256-34-5574 FAX：0256-32-6615 E-mail：kankyo@city.sanjo.niigata.jp
--